

○千代田区公共工事の中間前金払に関する取扱い要綱

令和4年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、千代田区（以下「区」という。）が発注する公共工事の代金の中間前金払について千代田区契約事務規則（昭和39年千代田区規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、公共工事等の適切かつ円滑な履行を図るものとする。

(中間前金払の対象)

第2条 規則第51条の2第1項の規定による中間前金払の対象は、規則第51条第1項の規定により前金払をした土木工事、建築工事、設備工事その他これらに類する工事（以下「建設工事等」という。）であって、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第3号各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(中間前払金の割合等)

第3条 規則第51条の2第1項の規定による中間前金払の額（以下「中間前払金」という。）の割合は、契約金額の2割とする。ただし、1件の契約につき1億5,000万円を限度とする。

(中間前金払の制限)

第4条 第2条の規定により中間前金払の対象とされる建設工事等であっても、規則第51条の3の規定により部分払をするものについては、中間前払金を支払わない。

2 前項に定めるもののほか、千代田区長（以下「区長」という。）が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は中間前金払の必要がないと認めるときは、中間前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(中間前払金の端数整理)

第5条 中間前払金に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(中間前金払の対象及び割合等の明示)

第6条 中間前金払の対象とされる建設工事等及び中間前払金の割合等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(中間前払金に係る認定)

第7条 中間前払金は、次に掲げる要件を全て満たしていると認められる場合において支払うものとする。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該建設工事

等に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該建設工事等に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

2 当該建設工事等を主管する課長（次項において「主管課長」という。）は、前項各号に掲げる要件を全て満たしていることの認定について、契約の相手方から中間前払金認定請求書（第1号様式）による請求があった場合は、その内容について速やかに調査を行わなければならない。

3 主管課長は、前項の調査の結果、第1項各号に掲げる要件を全て満たしていると認めるときは、認定調書（第2号様式）を作成の上、契約の相手方に交付しなければならない。

（中間前払金の請求手続）

第8条 中間前払金の請求は、前条第3項の規定による認定後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出させた上で行わせるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、区長が必要と認める場合は、その請求時期を別に指定することができる。

3 中間前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

（契約金額の変更に伴う中間前払金の追加払又は返還）

第9条 規則第51条の2第2項の規定により中間前払金を追加払し、又は返還させる場合における中間前払金の額は、変更後の契約金額に第3条及び第5条に規定する割合等を適用して算出した中間前払金の額と既に支払済みの中間前払金の額の差額とする。

2 規則第51条の2第2項の規定により中間前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以後、次条により保証契約変更後の保証証書を区に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものとする。

3 規則第51条の2第2項の規定により中間前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から区長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該中間前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率（以下「法定率」という。）と同率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）を乗じて得た額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を遅延利息として徴収するものとする。

4 規則第51条の2第2項に規定する場合において、建設工事等の残りの工期が30日未満のとき、

その他区長が必要ないと認めるときは、中間前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第10条 規則第51条の2第2項及び前条第1項の規定により中間前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方をして保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

2 契約期間が延長された場合には、区長が保証契約を変更させる必要がないと認めた場合を除き、前項と同様とする。

3 前2項に定めるもののほか、契約の相手方が当該契約に係る保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(中間前払金の使途制限)

第11条 中間前払金は、当該中間前払金に係る建設工事等に必要な経費以外の経費の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における中間前払金の返還)

第12条 規則第51条の2第2項において準用する規則第51条第3項の規定により中間前払金を返還させる場合において、当該建設工事等の既済部分があるときは、既に支払った中間前払金の額からその既済部分の代価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

2 規則第51条の2第2項において準用する規則第51条第3項の規定により中間前払金を返還させる場合は、中間前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に法定率と同率（年当たりの率は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日の率とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。

(2か年度以上にわたる工事の中間前金払)

第13条 2か年度以上にわたる建設工事等にあっても、中間前払金は、第3条及び第5条の規定により算出した額を支払うものとする。

2 前項の規定は、事故繰越その他により次年度に繰り越される建設工事等に係る中間前金払についても適用する。

(債務負担行為を伴う工事の特例)

第14条 債務負担行為を伴う建設工事等であるため、第4条第2項の規定により中間前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後に中間前払金を支払うことができるものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、中間前金払に関する事務の取扱いに関し必要な事項については、区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に入札公告する案件について適用する。